

ライフ＆マネープラン

【退職金にかかる税金】

このコーナーでは、転職、退職など人生の転機で役に立つ、生活設計におけるマネープランをご紹介します。忙しい社会人は、日々の仕事を優先しがちですが、将来を見据えたマネープランは仕事と同じくらい大切です。今回は退職金にかかる税金の基礎知識を身につけ、いざ訪れる「その日」に備えましょう。

退職金と納める税について

勤めた会社を退職する際に支払われる退職金は、長年にわたる会社への貢献の対価、功労であり、退職後の生活に役立てるべき大切なお金です。給与所得に税金がかかるように、この退職金にも税金はかかります。退職金にかかる税金は所得税と住民税です。課税の対象となる退職金は「退職所得」と呼ばれます。

ちなみに退職金とは

- 退職に伴って会社から受領する退職金や一時恩給
- 社会保険制度などにより退職に伴って支給される一時金
- 適格退職年金契約に基づいて生命保険

会社や信託会社から受領する退職一時金などをいいます。

この退職所得は、原則として他の所得と分離して税額を計算します（分離課税）。また、原則として源泉徴収により納税は終了します。納税の手続きは会社が処理してくれるため、「退職所得の受給に関する申告書」を期日までに会社（退職手当等の支払者）に提出しておけば、自分で確定申告をする必要がありません。ただし、この申告書の提出がない場合は、退職金額にかかわらず20%の税率で源泉徴収されます。この場合、退職所得の受給者本人が確定申告によって精算する必要がありますのでご注意ください。

退職金にかかる税について

■課税対象となる退職所得の計算方法
課税対象となる退職所得は、次のように計算します。

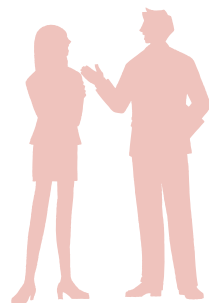
退職所得（課税対象金額）

＝

$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times 2\text{分の}1$

※平成25年1月1日から計算方法が変更になります。

※適格退職年金契約に基づいて支給される退職一時金などについて、従業員自身が負担した保険料又は掛金がある場合には、その支給額から従業員が負担した保険料又は掛金の金額を差し引いた残額を退職所得の収入金額とします。



退職所得控除額は次の表の通りです。

勤続年数 (=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

例えば、勤続年数が8

年4カ月の人の場合の退職所得控除額は、端数の4カ月は1年に切上げとなり、勤続年数は9年と計算します。控除額は、40万円×9年＝360万円となります。勤続年数が25年の人の場合は、800万円+70万円×(勤続年数-20年)＝800万円+70万円×5年＝1150万円です。例えば、勤続年数25年の人が受け取った退職金が1500万円だったら課

税される退職所得は(1500万円-1150万円)×1/2＝175万円となります。

なお、前年以前に退職所得を受け取ったことがあるとき、または同一年中に2カ所以上から退職金を受け取るときなどは、控除額の計算が異なることがあります。

また、障がい者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、

100万円を加えた金額となります。

■税額の計算

所得税の税率は、左表を参照すると分かりやすいです。

所得税の速算表		
課税される所得金額	税率(%)	控除額
195万以下	5	-
195万円～330万円以下	10	97,500円
330万円～695万円以下	20	427,500円
695万円～900万円以下	23	636,000円
900万円～1,800万円以下	33	1,536,000円
1,800万円超	40	2,796,000円

※「課税される所得金額」×「税率」-「控除額」が税額となります。

情報収集にあたって注意したいこと

人生の中で退職金をもらうことはそう何度も経験することではありません。そのため、予備知識を得ても、実際はいろいろ分からないことも出てくるものです。

そういった場合は、国税庁や都道府県の各労働局、各自治体の賃金・退職金制度相談窓口など、公共の相談窓口を活用しましょう。専門の相談員(社会保険労務士など)に基本的に無料で相談することができます。

また、銀行や信託銀行、証券会社、生保会社などの金融機関に相談することも十分に考えられますが、その際は退職金の投資や運用についてさまざまな提案があることを見越して相談する必要があるでしょう。

インターネットでも、退職金についてのさまざまな情報を得ることができます。国税庁をはじめ、有益なホームページがたくさんあります。一方で悪質な業者が、銀行や公的機関をよそおったサイトを開設している場合があるので、うっかりアクセスして個人情報が出てしまわないように、十分に注意しましょう。



住民税の計算

退職所得の金額	税率		税額	
	市町村民税 (特別区民税)	道府県民税 (都民税)	市町村民税額 (特別区民税額) (A)	道府県民税額 (都民税額) (B)
	6%	4%		
	税額		特別徴収すべき税額	
	市町村民税額 (特別区民税額) (A)	道府県民税額 (都民税額) (B)	(A) × 10%	(B) × 10%
			(C)	(D)
			(A)-(C)	(B)-(D)

※平成25年1月1日から計算方法が変更になります。

また、住民税額は、次のとおりの計算となり、「特別徴収すべき税額」がそれぞれ徴収されます。

参考資料:「国税庁」(HP)「総務省」(HP)「東京都主税局」(HP)など